

# 誓 約 書

令和 年 月 日

(誓約先)

津 山 市 長

住所

氏名

※

排水に含まれる油脂分などを取り除くための装置「グリース阻集器」を、下記のとおり適正に管理し、油脂分などを公共下水道へ流さないことを誓約します。

なお、油脂分などが流れたことが原因で、公共下水道の施設に管路閉塞等の損傷をあたえた場合、津山市（公共下水道管理者）の指導に従い、この施設の機能回復を行います。

## 記

- 「グリース阻集器」の管理を次のとおり行います。
  - バケットの清掃：毎日1回
  - 油脂分の除去及び清掃：\_\_\_\_\_に1回以上（毎日1回点検を行い、浮上した油脂分の堆積状況を確認し、必要に応じ除去及び清掃を実施します。）
  - 沈殿物の除去及び清掃：\_\_\_\_\_に1回以上（毎日1回点検を行い、沈殿物の堆積状況を確認し、必要に応じて除去及び清掃を実施します。）
  - 排水トラップ内部の清掃：2～3か月に1回
- 阻集器で阻集した廃棄物（残渣・汚泥等）は、関係法令に基づき適正に処理します。
- 使用者の変更があった場合は、誓約内容を引き継ぎます。

(損傷負担金)

下水道法第18条

公共下水道管理者は、公共下水道の施設を損傷した行為により必要を生じた公共下水道の施設に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、その行為をした者にその全部又は一部を負担させることができる。

※本人が署名しない場合は、記名押印してください。

# 誓約書

令和 年 月 日

(誓約先)

津山市長

設置場所 津山市

申請者(義務者)住所

氏名

使用者住所

氏名

排水に含まれる油脂分などを取り除くための装置「グリース阻集器」を、下記のとおり適正に管理し、油脂分などを公共下水道へ流さないことを誓約します。

なお、油脂分などが流れたことが原因で、公共下水道の施設に管路閉塞等の損傷をあたえた場合、津山市（公共下水道管理者）の指導に従い、この施設の機能回復を行います。

## 記

1 「グリース阻集器」の管理を次のとおり行います。

(1) バケットの清掃：毎日1回

(2) 油脂分の除去及び清掃：\_\_\_\_\_に1回以上（毎日1回点検を行い、浮上した油脂分の堆積状況を確認し、必要に応じ除去及び清掃を実施します。）

(3) 沈殿物の除去及び清掃：\_\_\_\_\_に1回以上（毎日1回点検を行い、沈殿物の堆積状況を確認し、必要に応じて除去及び清掃を実施します。）

(4) 排水トラップ内部の清掃：2～3か月に1回

2 阻集器で阻集した廃棄物（残渣・汚泥等）は、関係法令に基づき適正に処理します。

3 使用者の変更があった場合は、誓約内容を引き継ぎます。

(損傷負担金)

下水道法第18条

公共下水道管理者は、公共下水道の施設を損傷した行為により必要を生じた公共下水道の施設に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、その行為をした者にその全部又は一部を負担させることができる。

本内容を申請者へ説明するとともに、本写しを申請者に引き渡したことを報告します。

令和 年 月 日

指定工事店 工事店名 印

担当者名

※本人が署名しない場合は、記名押印してください。